

## 社会福祉施設等に係る消費者事故等の主な公表事例

No.	事業名	消費者事故等の公表事例（消費者庁）	区分
1	認可保育所	保育施設において、幼児が園庭に放置されていた箱に入って、滑り台を滑ったところ、着地時に転倒し、左肘骨折等の重傷。	重大事故
2	認可保育所	保育施設において、写真撮影中の <u>職員が持っていたタブレット端末が幼児の目に当たり</u> 、瞼を負傷。	重大事故以外
3	幼稚園	保育施設において、滑り台の下を通り抜けて遊んでいたところ、 <u>当該滑り台の裏側の補修していない突起部分</u> に頭をぶつけ、9針を縫う怪我を負った。	重大事故
4	幼稚園	保育施設の園庭において、職員1名で異年齢クラスの園児と一緒に遊ばせていたところ、 <u>対象年齢に合っていない遊具</u> で遊んでいた幼児が当該遊具から落ち、顔を負傷。	重大事故以外
5	幼保連携型認定こども園	保育施設において、 <u>職員がそばを離れた際に</u> 、椅子に座っていた幼児が、当該椅子で右手親指を挟んだ状態で転倒し、右母指末節骨骨折の重傷。	重大事故
6	幼保連携型認定こども園	保育施設において、 <u>片付け忘れたボール</u> で遊んでいた幼児が転倒し、脛骨を骨折。	重大事故以外
7	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護施設において、 <u>職員が離床センサーの設定を行っていなかったため</u> 、利用者の離床に気づかないまま、当該利用者が付添い介助なく、単独で移動しようとして転倒し、右上腕肩骨折の重傷。	重大事故
8	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護施設において、入浴後の移乗介助の際、 <u>利用者の左足指がストレッチャーの手すりに引っ掛けたり</u> 、裂傷。	重大事故以外
9	通所介護（デイサービス）	介護事業所において、職員が利用者を送迎中、 <u>送迎車が十字路で一時停止を怠ったため</u> 、左側から走行してきた車両と接触し、当該利用者が肋骨骨折の重傷。	重大事故
10	通所介護（デイサービス）	介護施設への送迎車両において、 <u>利用者が乗車中であることに気づかないまま、運転手がドアを閉めようとしたため</u> 、当該利用者の腕が挟まれ、裂傷。	重大事故以外
11	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護において、入浴介助中に <u>職員が目を離した際に</u> 、利用者がストレッチャーから転落し、病院に救急搬送したが、骨盤骨折による出血により死亡。	重大事故
12	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護において、移動介助の際、 <u>職員が手を離したため</u> 、利用者が転倒し、頸椎を骨折。	重大事故以外
13	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設において、夜間定期巡回後、利用者が <u>未施錠の箇所</u> から施設を抜け出した後、行方不明となり、後日、遺体で発見された。	重大事故
14	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設において、 <u>職員が氏名を確認せずに他の利用者の薬を与えてしまい</u> 、利用者が薬を誤服用。	重大事故以外（事態）
15	障害福祉施設	障害福祉施設において、ベッドへの移乗介助の際に、 <u>職員が利用者のそばを離れたところ</u> 、ベッドから転落し、左拇指基節骨骨折等の重傷。	重大事故
16	障害福祉施設	障害福祉施設において、 <u>職員がベッドの柵を上げ忘れたため</u> 、寝返りを打った利用者が転落し、頭頂部裂傷の軽傷。	重大事故以外

(注1) 消費者事故等の公表事例は、消費者庁で公表を行った代表的な事例を抽出したものである。

(注2) 下線は役務サービス（消費者事故等）の問題を指す。